

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																							
別表第1（第5条の2、第5条の4関係）		別表第1（第5条の2、第5条の4関係）																							
<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 局長（出納局長を除く。） <u>知事公室長</u> 会計管理者 略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略 デジタル戦略総室長 小豆総合事務所長 略</td><td>略</td></tr><tr><td>略 大阪事務所長 長尾土木事務所長 略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職	割合	略 局長（出納局長を除く。） <u>知事公室長</u> 会計管理者 略	略	略		略 デジタル戦略総室長 小豆総合事務所長 略	略	略 大阪事務所長 長尾土木事務所長 略	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 局長（出納局長を除く。） 会計管理者 略</td><td>100分の25</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略 デジタル戦略総室長 <u>知事公室長</u> 小豆総合事務所長 略</td><td>100分の15</td></tr><tr><td>略 大阪事務所長 <u>農業試験場長</u> 長尾土木事務所長 略</td><td>100分の10</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職	割合	略 局長（出納局長を除く。） 会計管理者 略	100分の25	略		略 デジタル戦略総室長 <u>知事公室長</u> 小豆総合事務所長 略	100分の15	略 大阪事務所長 <u>農業試験場長</u> 長尾土木事務所長 略	100分の10	略	
職	割合																								
略 局長（出納局長を除く。） <u>知事公室長</u> 会計管理者 略	略																								
略																									
略 デジタル戦略総室長 小豆総合事務所長 略	略																								
略 大阪事務所長 長尾土木事務所長 略	略																								
略																									
職	割合																								
略 局長（出納局長を除く。） 会計管理者 略	100分の25																								
略																									
略 デジタル戦略総室長 <u>知事公室長</u> 小豆総合事務所長 略	100分の15																								
略 大阪事務所長 <u>農業試験場長</u> 長尾土木事務所長 略	100分の10																								
略																									

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。